



平成22年5月31日現在
火災・救急件数

火災	4件(9件)
救急	128件(612件)

※かつこ内は平成22年1月からの累計



「消したかな」
あなたを守る
合言葉

火災・救急・救助は119番

江田島消防つうしん

消防本部・消防署 ☎(40) 0119
能美出張所 ☎(45) 4739
災害テレホンガイド ☎(42) 3119

毎年火災や事故が発生

カセットコンロは正しく使いましょ

これからの季節、グループや家族でバーベキューをする人も多いのではないのでしょうか。このとき使うカセットコンロの火災や事故が、毎年発生しています。原因の多くは間違った取り扱いによるものなので、カセットコンロを使うときは使用上の注意を守り、正しく使いましょ。
カセットコンロ使用時の注意
○コンロには熱がこもらないようにする。
○ボンベカバーを覆うような

大きな調理器具(鉄板など)は使わない。

○2台以上並べたり、火気の近くで使ったりしない。

○調理以外の目的(木炭、練炭、火おこし)などに使わない。

○ガスボンベは、必ず使い切ってから廃棄する。



甲種防火管理者新規講習会を開催

消防本部では、次の日程で甲種防火管理者新規講習会を開催します。詳しくは、消防本部予防課 ☎(40) 0353 か江田島消防署能美出張所 ☎(45) 4739へご連絡ください。
日時 8月17日(火)・18日(水)
午前9時～午後4時10分まで
場所 能美公民館2階会議室(江田島町能美)
定員 40人(定員になり次第締め切ります)
申込期間 7月5日(月)～7月23日(金)



受講資格 原則として、市内に勤務または住んでいる人
受講料 4500円(テキスト代含む)
申込方法 受講申請書に必要事項を記入し、消防本部(予防課)か能美出張所にご提出ください。申請書は、消防本部(署)と能美出張所に備えてあります。

全国大会2年連続出場を目指して 中国地区消防救助技術指導会 に消防本部が出席

7月28日(水)、広島県消防学校で中国地区消防救助技術指導会が開催されます。江田島消防署は広島県西部地区代表として、器材を使わずに15メートルのロープを登るロープ登はん、15メートルの垂直はしごを登るはしご登はんの2種目に出場します。

この技術指導会で優秀な成績をあげると、救助隊の精鋭が集う全国消防技術大会へ出場できます。江田島消防署は、昨年引揚救助の部で全国大会に出場して見事表彰されており、2年連続の全国大会出場と表彰を目指しています。

市民の安全のために、日々努力して培った実力を存分に発揮できるよう、選手たちは頑張っています。



住宅用火災警報器は、条例で設置が義務付けられています。

「人権シリーズ」 みんな素敵なオンリーワン⁵⁶

犯罪被害者にやさしい社会を目指して

犯罪被害者の権利保護を

被疑者・被告人の権利は、日本国憲法31条(適正手続の保障・総則規定)や32条(裁判を受ける権利)などで定められています。その一方、犯罪被害者の権利を保護することは、法律でほとんど定められていませんでした。これは、過去に被疑者・被告人の人権を抑圧する事態が頻りに起きており、このことへの対応を第一に考えてきたことからきています。

ところが、最近の犯罪の凶悪化などに伴い、被害者やその家族は、プライバシーを侵害されている感じるほどの報道にさらされたり、周囲から興味本位のまなざしを向けられたりすることが増えました。この結果、仕事や学業を

続けられない、家庭の崩壊を招くなど、今までの平穏な生活が一変することもあります。

このように、犯罪被害者の権利の尊重を法律で定める必要が高まり、平成16年に犯罪被害者等基本法が定められました。この法律では、被害を受けた人が再び平穏な生活を取りもどせるよう、精神的な支援に重点がおかれています。また、刑事訴訟法では犯罪被害者や証人が感じる緊張や不安をやわらげ、真実を証言できるように証人の介添人の制度(第157条の2)などが定められています。少しずつではありますが、犯罪被害者の感情をくみとり、権利を保護するための取り組みが進められています。

ご意見・ご感想は市民生活課人権推進室 ☎(40) 2767へ。

年金だより

国民年金保険料の納付免除・猶予制度

問市民生活課市民生活係
☎(40) 2764

経済的な事情で保険料を納めるのが難しい場合、下表のように納付を免除・猶予される制度があります。

- 対象者
○本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人
- 障害者か寡婦で、前年の所得が125万円以下の人
- 生活保護法の医療・住宅・教育扶助を受けている人
- 災害や失業などで、保険料の納付が著しく困難な人
- 若年者納付猶予を承認されている人(本人・配偶者の所得制限あり)
- 学生納付特例を承認されている人(本人の所得制限あり)
- 障害年金(1、2級)を受給している人

手続きに必要なもの
年金手帳・認印 ※失業の場合は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証。学生は、学生証のコピーか在学証明書
手続き先
市役所本庁か支所

国民年金保険料納付の免除・猶予制度一覧

	承認期間中に納付する保険料	免除・猶予期間中の年金額の計算方法	後から保険料を納めることができるか
全額免除	なし	通常の1/2で計算	免除されてから10年以内に納付することができます(ただし3年目以降は、当時の保険料に法律で定められた額を加算)。 納付した場合、免除・猶予期間中の年金額計算方法は通常と同じ方法に戻ります。
3/4免除(1/4納付)	3780円	通常の5/8で計算	
半額免除(半額納付)	7550円	通常の3/4で計算	
1/4免除(3/4納付)	1万1330円	通常の7/8で計算	
若年者納付猶予	なし	年金額に反映しない	
学生納付特例	なし		